

「平成31年度外国人材就労支援事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

「平成31年度外国人材就労支援事業」業務委託

2 委託事業の目的

雇用情勢の改善に伴う有効求人倍率の上昇により、求職者にとってより良い就職環境となっている一方で、少子高齢化による労働力人口の減少が進み、企業における人手不足は深刻化し、地域経済を支える市内中小企業等において人材の確保は、企業の経営に重大な影響を及ぼす喫緊の課題となっている。

そのような状況の中、横浜市内には多くの外国人が居住しているにもかかわらず、就職活動の概要や企業研究の仕方に関する情報が不足しており、また市内中小企業等と直接交流できる機会も少ないため、就労するのに苦慮している方々が数多く存在している。そのため本事業では、日本における就職活動の概要や企業研究の仕方などの情報を提供することを目的に、外国人を対象とした就職活動応援セミナーを実施する。さらに、横浜で就職を希望する外国人とその受入れに意欲的な市内中小企業等が直接交流できる場を提供するための合同企業説明会を開催し、外国人が市内中小企業等への理解と就労先としての関心を高めるとともに、市内中小企業等が外国人に自社の魅力等を直接アピールできる機会を提供することで、外国人の市内中小企業等への就労を支援し、企業における人手不足解消に向けた取組を推進することを本事業の目的とする。

また、大学や専門学校等の教育機関や市内経済団体等、関係機関と連携することにより、効果的な事業運営及び推進を図っていく。

3 委託事業の概要

- (1) 横浜で就職を希望する外国人を対象とした「就職活動応援セミナー」の企画・運営・実施
- (2) 横浜で就職を希望する外国人とその受入れに意欲的な市内中小企業等が直接交流するための「合同企業説明会（外国人のための就職応援フェア）」の企画・運営・実施
- (3) (1)、(2)の事業の広報等
- (4) (1)、(2)の事業計画書・事業報告書・事業完了報告書の作成及び提出、アンケート及び月例報告会の実施

4 事業内容

- (1) 横浜で就職を希望する外国人を対象とした「就職活動応援セミナー」の企画・運営・実施

受託者は、次の事業を実施すること。なお、実施にあたり具体的な内容や方法については、本市と協議し決定すること。

ア 実施内容

留学生等、横浜で就職を希望する外国人を対象とした、日本における就職活動の概要や企業研究の仕方など、就職活動を開始するために必要な情報を提供するセミナーを企画し実施すること。

なお、セミナーの講師は、セミナー及び講習会等での講義経験・実績を有する者とし、日本における就職活動の概要について、外国人に対してわかりやすく説明できる者とする。また、外国人の採用実績がある企業の採用担当者や実際に就労している外国人によるパネルディスカッションなどの検討も行い、日本での就労について、具体的にイメージする際のきっかけとなるような内容とすること。

イ 実施回数及び日程

実施回数については、年間2回以上実施すること。

実施日程については、大学及び専門学校等、外国人留学生の就職活動のスケジュールや他の就職関連イベントの開催状況、合同企業説明会との連動性を鑑み、集客が見込め、かつ参加者に対して効果的な情報提供となるような実施時期を提案すること。

ウ 1回あたりの開催時間

3～4時間程度

エ 1回あたりの参加定員

50人以上

オ 参加対象者

横浜市内で就職を希望する外国人（主たる対象としては、大学、大学院、短期大学、専修学校、専門学校等の卒業予定者及び既卒者）

カ 実施会場

市内の利便性が良く、かつ集客につなげることを考慮し、会場の選定を行うこと。

キ 関係機関との連携

受託者は、本セミナーの実施にあたり、大学や専門学校等の教育機関や関係機関と連携し、効果的な事業運営及び集客等に努めること。

(2) 横浜で就職を希望する外国人とその受入れに意欲的な市内中小企業等が直接交流するための「合同企業説明会（外国人のための就職応援フェア）」の企画・運営・実施

受託者は、次の事業を実施すること。なお、実施にあたり具体的な内容や方法については、本市と協議し決定すること。

ア 実施内容

- (ア) 企業と外国人が対面で話すことができるよう参加企業ごとにブースを設け、外国人と市内中小企業等が直接交流できる場を提供するための合同企業説明会を企画し実施すること。
- (イ) 外国人を対象としたミニセミナーの実施
合同企業説明会と同会場において、就職活動の概要等を提供することを目的に、外国人を対象としたミニセミナーを同時開催すること。
- (ロ) 市内中小企業等を対象としたセミナーの企画
外国人の採用動向や雇用における法的制度、雇用契約に関する情報等をテーマとして企業を対象としたセミナーを企画すること。セミナーの実施にあたっては、横浜市経済局ものづくり支援課と調整を行うこと。
- (ハ) 相談ブースの設置
来場した外国人が会場内で相談できるよう、外国人の雇用等における就労手続きや雇用契約等に関して専門知識を有する入国管理局職員、及び行政書士等による相談ブースを3から5ブース程度設置すること。
- (ニ) 参加企業の募集
受託者は、Webサイト等を活用するとともに、市内経済団体等関係機関と連携しながら、外国人の採用に意欲のある企業の募集を行い、本市と協議し参加企業を決定すること。なお、決定にあたっては、外国人の就労ニーズや外国人を必要とする業種の傾向等も考慮し決定すること。
- (ホ) 当日進行表及びブース配置図の事前提出

合同企業説明会の円滑な運営のために、当日進行表及びブース配置図等をあらかじめ作成し、本市の事前承認を得ること。

(キ) 参加者及び参加企業への配布物の作成

当日参加する企業に対する諸注意、参加者に配布する企業ブースの配置図、当日のプログラム、及び参加企業の概要や業種等企業研究につながる事項を記載した冊子を作成すること。なお、参加者に配布するための冊子数量については、参加者や事務局スタッフ、主催者等関係者分も含めて、本市と協議の上、不足とまらない数を見込んだ上で印刷し、全ての来場者に配布すること。

(ク) 当日運営

受託者は、参加者及び参加企業の受付、案内を行い、本説明会を通して効果的な就労支援につながるよう、参加者及び参加企業へのサポートを行う等運営方法の工夫を図ること。また当日は、円滑な運営に必要な人員を配置し、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を未然に防止すること。なお、説明会終了後は、実施会場の方針に従い、迅速に撤去作業、原状回復を行うこと。

イ 実施回数及び日程

実施回数については、年間2回以上実施すること。

実施日程については、大学及び専門学校等、外国人留学生の就職活動のスケジュールや他の就職関連イベントの開催状況、参加企業の採用活動の状況を鑑み、集客が見込め、かつ参加者に対して効果的な情報提供となるような実施時期を提案すること。

ウ 1回あたりの開催時間

3～4時間程度

エ 1回あたりの参加数

参加者 150人以上

参加企業 30～35社程度

オ 参加者及び参加企業

参加者：横浜市内で就職を希望する外国人（主たる対象は、大学、大学院、短期大学、専門学校等の卒業予定者及び既卒者）

参加企業：参加企業の約8割は、横浜市内に本社を有する市内中小企業であること（残りの2割の企業は、横浜市内に事業所を有していれば大企業でも可とする）。

カ 実施会場

市内の利便性が良く、かつ集客につなげることができ、円滑な運営が可能な広さ等を考慮し、会場の選定を行うこと。少なくとも1回は、横浜駅周辺の会場において実施すること。

キ 事後調査

本市における今後の外国人に対する就労支援の参考とするため、受託者は各説明会開催後、参加企業に対して当説明会参加者の採用状況の調査を行い、調査結果について書面で本市に報告すること。

ク 関係機関との連携

受託者は、本説明会の実施にあたり、大学や専門学校等の教育機関や市内経済団体等、関係機関と連携し、効果的な事業運営及び集客等に努めること。

(3) 事業の広報等

横浜における地域特性等を踏まえた上で、イベント情報を効果的に情報発信し、事業目標数を達成するために、本市と協議の上、本事業に係る具体的な広報を企画し実施すること。

実施にあたっては、外国人にもわかりやすい表現及びやさしい日本語を用いる等の対応を心掛け、チラシ・広報誌、及び各協力企業・団体が展開するメールマガジン、Web サイト、SNS 等様々な広報媒体を効果的に利用するとともに、テレビ局や媒体社等のマスメディアに対して直接的に声掛けを行い、広報取材協力の打診を行うなど積極的な露出を図ること。また、大学や専門学校等の教育機関や市内経済団体等、関係機関と連携しながら効果的な広報を行うこと。

(4) 事業計画書・事業報告書・事業完了報告書の作成及び提出、アンケート及び月例報告会の実施

ア 事業計画書

年度当初に、年間スケジュールや事業内容等を記載した事業計画書を作成し提出すること。

イ 事業報告書

セミナー及び合同企業説明会の実施終了毎に、事業報告書を作成し本市に実績等の報告を行うこと。

ウ 事業完了報告書

事業完了後、実施結果をまとめた事業完了報告書を作成し、契約期間内に提出すること。その際、外国人及び市内中小企業等の抱える課題等を抽出し、今後の外国人材就労支援事業の方向性等も併せて報告すること。

エ アンケートの実施

セミナー及び合同企業説明会への参加者及び参加企業に対するアンケートを作成し、開催日当日中に配布し回収すること。アンケート調査項目については、本市と協議し決定すること。アンケート結果は集計を行い、その結果を元に事業報告書等を作成し月例報告会で報告すること。

また、アンケート等参加者が記入した書類は、原本を本市に提出すること。

オ 月例報告会

原則月1回、受託者と本市による月例報告会を開催し、事業の進捗状況等の共有を行なうこと。

5 事業目標数

受託者は、本事業の実施にあたり、次の目標数達成に努めること。

- (1) 横浜で就職を希望する外国人を対象とした「就職活動応援セミナー」の**参加者数 100 人以上**
- (2) 横浜で就職を希望する外国人とその受入れに意欲的な市内中小企業等が直接交流するための「合同企業説明会（外国人のための就職応援フェア）」の**参加企業数 60 社以上、参加者数 300 人以上**

6 委託料の支払い

委託料は、「事業完了報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

7 事業実施上の留意事項

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。
- (3) 委託業務における資料・根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 委託契約約款第6条に基づき、本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、それが本事業を提案した際のグループの一員であっても、横浜市の承諾を得ることが必要になるので、注意すること。
- (5) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率

的進行に努めること。

- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市と協議して定めること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。また、業務上知り得た個人情報、委託期間終了後、速やかに横浜市に返却し、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体、電子媒体等のその形態を問わず、個人情報を継続して保有しないものとする。
- (8) この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权などの諸権利については、本市に帰属するものとする。
- (9) 契約締結にあたり、本市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (10) 本事業実施にあたり、本市が進める他の就労支援事業と必要に応じて連携すること。

8 特記事項の遵守

事業を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 委託契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで